

統計検定の名称使用およびロゴ、ウェブサイト掲載情報に関する規約

統計検定の名称使用に関する規約

「統計検定」は一般社団法人日本統計学会（以下、学会）が認定し、一般財団法人統計質保証推進協会（以下、協会）が実施しており、「統計検定」の名称は協会が登録商標を取得しています。

名称の使用にあたっては、以下の規約に同意の上、「商標使用申請書兼誓約書」（以下、申請書）を提出し、協会の許諾を受けることが必要です。

本規約では、名称使用の申請を行う個人または団体を「申請者」、名称を使用する媒体の閲覧者および使用者を「閲覧者・使用者」と呼びます。

なお、本規約は予告なく変更することがあります。

1. 申請書の提出が必要となる名称

対象となる名称は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 統計検定 | (7) 統計検定 統計調査士 |
| (2) 統計検定 1級 | (8) 統計検定 専門統計調査士 |
| (3) 統計検定 準1級 | (9) 統計検定 データサイエンス基礎 |
| (4) 統計検定 2級 | (10) 統計検定 データサイエンス発展 |
| (5) 統計検定 3級 | (11) 統計検定 データサイエンスエキスパート |
| (6) 統計検定 4級 | (12) 統計検定 国際資格 (RSS/JSS) |

2. 名称使用の条件

2_1. 名称を使用する媒体の定義

名称使用は、書籍等の印刷物や電子媒体、コンピュータネットワークに限定します。

- (1) 印刷物とは、一般書籍、雑誌、新聞、チラシ、カタログ、パンフレット等の紙媒体を指します。
- (2) 電子媒体とは、CD-R/CD-RW、DVD-R/DVD-RW、BD-R/BD-RE、USB フラッシュメモリー、SD/SDHC カード等の記録媒体を指します。
- (3) コンピュータネットワークとは、インターネット、LAN やイントラネット等を指します。

2_2. 許諾期間

名称使用の許諾期間は、媒体や使用方法ごとに異なります。

例) 講座やセミナーに名称を使用する場合、原則として、宣伝および開設期間が許諾期間になります。

2_3. 遵守する項目

名称使用にあたっては、次の項目を遵守してください。

- (1) 「申請者」が、協会による主催、監修、認定等と誤認される、またはそのおそれのある表記をして、名称を使用することを禁止します。
- (2) 「申請者」は、「閲覧者・使用者」が、協会の所有する商標権を認識し、侵害することがないように、名称を使用してください。下記の文言は、媒体のいずれかの箇所に明記すべき内容の例です。

統計検定®は一般財団法人統計質保証推進協会の登録商標です。

- (3) 「申請者」が、名称を使用する際は、名称の右肩部分に登録商標マークを付してください。登録商標マークが文字化けする場合は、「(R)」でも可能です。
 - (1) 統計検定®
 - (2) 統計検定® 1級
 - (3) 統計検定® 準1級
 - (4) 統計検定® 2級
 - (5) 統計検定® 3級
 - (6) 統計検定® 4級
 - (7) 統計検定® 統計調査士
 - (8) 統計検定® 専門統計調査士
 - (9) 統計検定® データサイエンス基礎
 - (10) 統計検定® データサイエンス発展
 - (11) 統計検定® データサイエンスエキスパート
 - (12) 統計検定® 国際資格 (RSS/JSS)
- (4) 「申請者」は、名称の使用状況が確認できる印刷物またはデータ、ウェブページの URL 等を、媒体の発行または掲載前に協会に提出してください。
- (5) 「申請者」は、商標法等の法令に従って名称を使用してください。
- (6) 「申請者」が、統計検定の名称に文字や図形その他の表示を結合することを禁止します。
- (7) 「申請者」が、学会および協会に関わる者ならびに商標と著作物に関わる者の名誉や品位を損ねるかたちで、名称を使用することを禁止します。
- (8) 「申請者」が、許諾期間外に名称を使用することを禁止します。
- (9) 「申請者」が、名称使用の許諾を第三者に譲渡することを禁止します。

2_4. 名称使用の許諾の取消

次の項目のいずれかに該当する場合、名称使用の許諾を取り消すことがあります。

- (1) 「申請者」が、本規約に違反したとき
- (2) 「申請者」が、不正な手段により名称使用の許諾を受けたとき
- (3) その他、協会が名称使用の継続が不適當であると判断したとき

3. 私的使用、教育的使用または営利使用の区分

3_1. 私的使用

私的使用とは、「個人的」または「家庭内その他これに準ずる限られた範囲」で使用することを指します。私的使用において、申請書の提出は不要です。

3_2. 教育的使用

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担当する者が教育目的で名称を使用することを指します。原則として、教育的使用において、申請書の提出は不要です。

3_3. 営利使用

営利使用の場合は申請書の提出が必要となります。名称使用の条件については個別に判断します。

4. 権利の侵害

「統計検定」の商標権の侵害またはそのおそれに対し、協会は行為の停止および行為を組成した媒体の廃棄、行為に供した設備の除却を求めることがあります。商標権の侵害またはそのおそれによって協会が損害を受けた場合、故意または過失を問わず、損害賠償請求またはその他必要な対抗措置をとることがあります。

統計検定ロゴに関する規約

「統計検定」のロゴは、一般財団法人統計質保証推進協会（以下、協会）が登録商標を取得しています。ロゴの使用は原則として許諾していません。



（統計検定のロゴ）

統計検定のロゴの商標権の侵害またはそのおそれに対し、協会は行為の停止および行為を組成した媒体の廃棄、行為に供した設備の除却を求めることがあります。商標権の侵害またはそのおそれによって協会が損害を受けた場合、故意または過失を問わず、損害賠償請求またはその他必要な対抗措置をとることがあります。

ウェブサイト掲載情報に関する規約

統計検定ウェブサイト（<https://www.toukei-kentei.jp/>以下）および一般財団法人統計質保証推進協会（以下、協会）ウェブサイト（<https://qajss.org/>以下）に掲載されている文字・データ・画像等の著作権は、協会に帰属しています。

本ウェブサイトのデータの一部または全部の転載・複製・改変・公開および配布を禁じます。

統計検定のウェブサイトの著作権の侵害またはそのおそれに対し、協会は行為の停止および行為を組成した媒体の廃棄、行為に供した設備の除却を求めることがあります。著作権の侵害またはそのおそれによって協会が損害を受けた場合、故意または過失を問わず、損害賠償請求またはその他必要な対抗措置をとることがあります。

以 上